

令和元年度

国東市民病院事業特別会計補正予算書

(12月議会)

第 1 号

議案第 96 号

令和元年度国東市民病院事業特別会計補正予算（第1号）

第1条 令和元年度国東市民病院事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和元年度国東市民病院事業特別会計予算第11条を第12条とし、第5条から第10条までを1条ずつ繰り下げ、第4条の次に次の1条を加える。

（債務負担行為）

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
施設・設備維持管理業務 委託経費	令和2年度から 令和4年度まで	142,560 千円

令和元年12月 3日 提 出

国東市長 三 河 明 史